

# 令和6年度第9回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年12月13日(金)  
午後 14時02分～14時28分  
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

## 出席者

委員 10名

(会場参加)

上原 亀一 委員	大嶺 嘉昭 委員	当真 聡 委員
八前 隆一 委員	新立 弘子 委員	

(Web参加)

赤嶺 博之 委員	池田 博 委員	大谷 健太郎 委員
藤田 喜久 委員	城間 恒浩 委員	

## 事務局職員

紫波 俊介 (主任書記) 米丸 浩平 (主任書記)

---

○事務局(紫波) 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

機材不調の為、遅れて申し訳ありません。

まずは資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書の2点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。

それといつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は発言される際にはマイクをオン、それ以外ではオフでお願いいたします。カメラは、原則として、オンにしてください。それから会議の資料については通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが問題ありませんでしょうか。不都合があ

る方はお申し付けください。

では、ただいまより、令和6年度第9回沖縄海区漁業調整委員会を開催致します。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には上原会長、大嶺委員、当真委員、八前委員、新立委員の5名にお越しいただいております。ウェブでは、赤嶺委員、池田委員、大谷委員、城間委員の4名にご参加いただいております。藤田委員は後程参加するとの連絡があります。

委員定数15名に対し、現在9名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が進めることとなっております。

それでは上原会長、よろしくお願ひ致します。

**○上原会長** はい。皆さんこんにちは。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。

本日は、議案が1件と報告事項が2件、提案されておりますので、ご審議をお願い致します。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人を指名をさせていただきます。本日の議事録署名人は、八前委員、大谷委員のおふたりにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

それではさっそく、議事に入ります。

### **[第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について]**

**○上原会長** 第1号議案ウミガメの採捕承認申請について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局（米丸）** それでは事務局からご説明致します。

議案書の1ページをご覧ください。ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的の変更申請が1件ありますので、ご審議をお願い致します。

2ページをご覧ください。こちらに今回の申請を載せております。

今回は、沖縄沿海会保全同友会の方から、標識装着による個体識別と移動調査、死亡漂着固体の胃内容物調査として、令和7年1月11日までの承認について、想定以上にアオウミガメの漂着があり、アオウミガメの採捕頭数を60頭から80頭に変更したいという内容の申請となっております。なお現在まで、アオウミガメは60頭までの承認に対して59頭の採捕があるとのことです。

3ページの方に、簡単ではありますが承認申請書、4ページか

ら5ページの方に今回の承認書の案ですね。6ページから7ページの方に、現在の承認書を掲載しておりますので、ご確認ください。

変更内容については、アオウミガメの採捕頭数を60頭から80頭に変更するのみとなっております。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**○上原会長** はい。ただいま第1号議案についての説明が終わりました。

この件について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いを致します。いかがでしょうか。

#### (ありませんという声)

**○上原会長** はい。特にご質問等ないので採決をさせていただきます。

第1号議案について、事務局提案の通り承認するという事によろしいでしょうか。

#### (はいという声)

**○上原会長** はい。ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第1号議案については、事務局提案の通り承認することと致します。

本日の議案については、これ1件ということでございますので、続きまして、報告事項の方をお願いしたいと思います。

### [報告事項1 ソデイカの浜回り状況について]

**○事務局(米丸)** はい、それでは事務局から続いてご説明致します。

議案書の8ページをご覧ください。10月にソデイカの委員会指示を発動したところですが、10月下旬以降、ソデイカ委員会指示の周知及び取り締まりのための浜回りを実施しておりますので、その状況について報告致します。

まず1つ目、10月下旬です。奄美海区の漁期が始まるということもあり、また本県でも、12月から取り締まりを強化していきますということで、主要漁協の浜回りをしております。

10月21日から24日にかけて、北部の方から、国頭、今帰仁、本部、名護、金武、伊江、浦添宜野湾、那覇市沿岸、近海鮪、那覇地区、糸満、与那原・西原町、佐敷中城、知念漁協の主要な港を巡回しまして、漁協及び漁業者に対し、委員会指示の遵守と、取り締まりを強化しますので、立入検査にご協力いただきたいということを事前に周知しました。

続きまして2つ目、11月下旬です。こちらが、本県の漁期が12月から始まるということで、主要漁協の港を巡回してソデイカ漁船に対して委員会指示の周知と立入検査を実施しましたところ、8隻に関して旗数制限違反を確認しております。なお、各地域の立入検査の状況ですけれども、簡単にまとめております。

北部の方が、27隻中、船主さんがいらっしゃった9隻について立入検査を実施したところ、1隻について違反を確認しております。この違反に関しては、50海里以内で操業するところ31本以上積んでいたということで、違反として扱っております。

中部の方は少ないんですけども、6隻中3隻に関して立入検査をしております違反はなかったということです。

南部の方が、44隻中28隻に立入検査を行いまして、こちらが多いんですけども、7隻の違反を確認しております。うち1隻に関しましては先ほどと同様、50海里以内で31本以上積んでいたということなんですけど、その他に関しては51本以上積んでいるということで、申述書のほうをとっております。

八重山のほうも同日、こちら普及員と漁協職員に対応していただいたんですけども、16隻に立入検査を行っております、違反は確認されておられません。

この8件の違反に関してはですね、本人と事実確認をした上で申述書のほう、違反を認める旨の書面を取得しておりますけれども、まだ海区内で警告等々、発出するまでの資料は整っていないことから、順次作成して、海区内で審議いただくことになるかと思っております。

併せて奄美海区内のほうでも、11月下旬に浜回りを実施しております、本県のソデイカ漁船4隻に対して立入検査をした結果、2隻、うち1隻は50海里以内で31本以上を積んでいたということで旗数制限違反を確認したとの報告を受けております。

これからも、引き続きソデイカの漁期中は定期的に浜回りを実施して立入検査のほう行って参りたいと思っておりますので、くれぐれも旗数は守っていただくように、漁協の方でも周知いただけますと幸いです。

あと、別件にはなるんですが、昨日、漁業無線協会を通じまして、他県海域において、小型第1種の漁船と思われる本県のソデイカ漁船が、100海里を越えて操業しているという、疑義情報の提供がありまして、直ちに水産課の方から、航行区域を守るように、注意喚起のアナウンスを無線協会の方に依頼しているところです。

この件に関しては今日、糸満漁協からも、アナウンス内容について教

えて欲しいという話があったので、後ほど各漁協にアナウンスの原稿と参考資料の方もお送りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本件は単なる航行区域違反というだけではなく、他県のまぐろはえ縄船から操業の支障が生じているとクレームも来ておりますので、後ほど県漁連とも調整して、水産課と県漁連と連名で各漁協へ文書を発出したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

こちらに関しては、事務局からは以上です。

**○上原会長** はい。ただいまの報告事項について、委員の皆様から何かご意見等がありましたらお願いします。

**○池田委員** 会長。

**○上原会長** はい、池田委員どうぞ。

**○池田委員** 立入検査、大変な作業であったと思いますけれども、その中でですね、北部 27 隻中 9 隻しか立入検査は出来なかったと。それから南部も 44 隻中 28 隻でしかできなかった。ということは、なかなか、船主との立ち会いのもとでできなかったの、これだけ数がちょっと少ないのかなあという感じはするんですけども、先ほど事務局の方から今後とも検査をしていくと言う説明がございましたけれども、この立入検査の隻数が若干少ないなという気はするんですけども、その辺のところどうでしょう。

**○上原会長** はい、事務局。

**○事務局（米丸）** はい。事務局の方からお答え致します。

やはり立入検査にあたっては、勝手に本人の同意なく、その船に立ち入るということはできないので、やはり定期的に巡回した上で、船主さんもしくは乗組員さんがいる船に対してしか立入検査ができない。

ぱっと見で、何となく多そうだなという感覚はわかるんですけど、やはり乗って実際に数えないと、実際の旗数というのは、なかなかわかりにくいというところもあります。

我々ももちろん巡回して旗数の確認をするんですが、ぜひ漁協のほうでもですね、組合員に対する指導という形で、旗数の確認というところ、日頃から行っていただくと非常にありがたいと思います。

今回、8 件の違反も確認されていますので、改めてですね、我々から周知させてもらって、定期的に漁協の方でも指導をよろしくお願い致しますという文書を出せればと考えております。

よろしいでしょうか。

**○池田委員** はい。よくわかりました。今後ともですね、やはり多方面からやはり違反者が多いということも聞いておりますので、しっかり

とその辺のところをですね、指導して頂きたいなと思います。以上です。

**○上原会長** はい。ありがとうございます。他にございませんか。

はい。八前委員どうぞ。

**○八前委員** この立入検査の方法なんですけど、50 本以上超えてたら、もう沖でも駄目だよってというのはわかるんですけど、この 50 海里以内で 30 本を超えてるとか、どういうふうに確認をしてるんですか。

要は、海図か何かを見せて、船主さんにどこで操業しますかっていうような確認の仕方をしているのか。方法はどうなのかな。

**○上原会長** はい。

**○事務局（米丸）** はい、事務局からお答えします。

正直、あまり 50 海里以内で 30 本を超えてってところは想定はしていなかったところなんですけど。立入検査で話を聞く中で、どの辺で操業してますかっていう質問で、近海と。50 海里以内ですか、そうです、ということを確認したりしていますので、今後の立入検査では、どこで操業しますかということはちゃんと確認した上で、50 本以内であっても、31 本超えて 50 海里以内で操業してるということがあれば、指導をしていきたいと考えております。

**○上原会長** はい。他、ございますか。

はい。特にないようですので引き続き指導のほう、入るといことで、事務局のほう頑張ってください。

特になければ、次の報告事項 2 をお願いします。

## **【報告事項 2 沖縄県漁業調整規則の改正について】**

**○事務局（紫波）** では、報告事項 2 について報告させていただきます。

沖縄県漁業調整規則（以下、規則）の改正について、懲役刑と禁固が一元化し、拘禁刑を創設する改正刑法が成立しており、その施行日が令和 7 年 6 月 1 日に決定いたしました。

これに伴い、規則に規定されている懲役について、拘禁刑に改正する必要があります。

今回創設された拘禁刑とは、受刑者を刑事施設に拘置して改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、また必要な指導を行うことができると、義務を科す懲役と似ているんですけども、科せられる作業を、懲らしめとしての罰から、受刑者の改善更生、社会復帰のための措置という形でいろいろなプログラムを行っていくというようなものです。

漁業法 57 条第 5 項により、知事は、規則を改正しようとするときは、

委員会に諮問を行い、答申を得る必要があります。

つきましては、今後の改正スケジュールについて、あらかじめご報告いたします。次のページをご覧ください。

表がありますが、上のほうが関係機関とその調整内容等となっております。左から2つ目が主に水産課が行う作業となっております。

現在、水産課のほうは、素案を作成し、7月上旬から左側の県の法務担当課と、また水産庁と、繰り返し協議を行って素案を作成しているところです。現在、ある程度固まって参りましたので、表の右から3番目の、地方検察庁と協議を始めております。

また、漁協への意見照会や、意見公募なども行いますが、海区委員会への諮問答申を、我々としては、6月1日施行ということで4月11日の海区漁業調整委員会に諮問を行うことを考えております。また、いきなり諮問を行うのも、ちょっと乱暴かと思っておりますので、検察庁協議の方がある程度進みましたら、今年度中に改正案の報告を委員会に行いたいと考えております。

諮問答申を4月11日に行った後は、農林水産大臣の認可が必要ですので、同じく4月15日に国に対して認可申請を行い、次のEの部分、認可をいただいて、5月中旬には交付を行い、令和7年6月1日、刑法と同日に施行を目指して、規則改正について取り組んで参りたいと考えております。

事務局からは以上です。

**○上原会長** はい。規則の改正についての改正理由とスケジュール案を示されましたが、この件について何かお聞きしたいこと、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**(議会でも出てるし、という声)**

**○上原会長** はい。これは法改正に伴う手続きですので特にご質問はないかと思えます。報告事項は以上でよろしいですか。

はい。以上で本日の議事、すべて終了させていただきますが、最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので、よろしいでしょうか。

**(はいという声多数)**

**○上原会長** はい。ありがとうございます。

それでは進行を事務局に戻します。委員の皆様、スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。

よろしく申し上げます。

**○事務局（紫波）** はい。上原会長、今回の議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆さんも年の瀬のお忙しいところご参加いただき、ありがとうございました。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。令和6年度第10回委員会は、年明け1月10日金曜日14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく、県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した会議を、予定しております。ご参加よろしくお願いたします。

最後に質問や確認事項がございましたら発言をお願いしますが、よろしいでしょうか。

**（はいという声多数）**

**○事務局（紫波）** それでは以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆さんもご退席いただいて構いません。本年も1年お疲れ様でした。よい年をお迎えください。次回の委員会もよろしくお願いたします。

**○上原会長** ありがとうございました。

**（ありがとうございました。）**